

MobilePOP サービス利用規約

第1章 総則

(適用)

第1条 株式会社NTTドコモ（以下、「ドコモ」といいます。）が日本国内において提供する MobilePOP サービス（以下、「本サービス」といいます。）のご利用にあたっては、この MobilePOP サービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）が適用されます。なお、本規約に同意されない場合、本サービスをご利用いただくことはできません。

(定義)

第2条 本規約において、以下の各号に定める用語は、以下の意味を有するものとします。

(1) 契約者

本規約に基づき本サービスを利用するための契約をドコモと締結した者

(2) 電子POP端末

本サービスに対応する端末

(3) ASP システム

本サービスを提供するためにドコモが用意するサーバ類等の設備一式

(4) MobilePOPサービスアプリ

本サービスを電子POP端末のうちタブレット端末において利用するために必要となるアプリケーションソフトウェア

(規約の変更)

第3条 ドコモは、本規約の変更を行う場合は、ドコモが相当と判断する予告期間において、変更後の本規約の内容をドコモが適当と判断する方法で契約者に通知又は周知するものとし、予告期間経過後は、変更後の規約が適用されるものとします。

第2章 サービスの範囲

(本サービスの内容)

第4条 ドコモが提供する本サービスの内容は、別紙1「MobilePOPサービス仕様書」（以下、「サービス仕様書」といいます。）に定めるとおりとします。

(本サービスの提供条件)

第5条 本サービスのご利用にあたっては、別途ドコモとの間で、ドコモが定めるFOMAサービス契約約款又はXiサービス契約約款に基づくFOMAサービス又はXiサービス（以下総称して「FOMA/Xiサービス」といいます。）を利用するための契約、もしくはWi-Fiでの利用を可能にする「Wi-Fi対応オプション」の契約が必要となります。

2. 本サービスのご利用可能地域は、日本国内となります。
3. ドコモは、FOMA/Xiサービス等の通信を利用して、電子POP端末のソフトウェア更新等を自動的に実施する場合があります。なお、当該更新等について、通信料が発生する場合があります。
4. 契約者は、自己の責任と費用において、本サービスを利用するために必要な機器、利用回線その他必要な準備を行うものとし、サービス仕様書その他ドコモの定める条件に適合していることが条件となることに同意するものとします。
5. MobilePOPサービスアプリの利用条件については、別紙2「MobilePOPアプリ使用許諾規約」に定める条件が、契約者とドコモとの間に適用されるものとします。

(権利義務の譲渡禁止)

第6条 契約者は、本規約に基づきドコモに対して有する権利又はドコモに対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第3章 本サービスの利用契約の成立等

(利用の申込み)

第7条 本サービスの利用を希望する者は、本規約の内容を承諾したうえで、ドコモ所定の「MobilePOP サービス申込書」(以下、「申込書」といいます。)に、商号又は名称、住所、その他ドコモが定める必要事項を記載し、ドコモの指定する本サービスに関する業務を行うドコモの事業所(以下、「本サービス取扱所」といいます。)に提出することにより、本サービスの利用を申し込むものとします。

(利用申込みの許諾)

第8条 ドコモは、前条に基づく本サービスの利用の申込みがあった場合は、当該申込みに対する承諾の可否を判断するものとします。

2. 前項に基づいて申込みを承諾したときは、ドコモはASP システムに契約者の情報を登録した後、その旨を速やかに契約者に通知するものとします。当該登録完了の通知日をもって、ドコモと契約者の間で本サービスの利用契約が成立したものとします。
3. 前二項に基づいて本サービスの利用契約が成立した場合、ドコモは所定の手続きに従い、契約者に本サービスの利用開始日を通知するものとします。

(利用申込みの拒絶)

第9条 ドコモは、次の各号に定める事項に該当する場合は、本サービスの利用の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの提供が技術上又は運用上著しく困難であるとドコモが判断したとき
- (2) ドコモ又は本サービスの信用を毀損するおそれがあるとドコモが判断したとき
- (3) 第7条(利用の申込み)に定める申込書に虚偽の記載があったとき

(4) 第21条（料金等）に定める料金等の支払いその他ドコモに対する債務（ドコモがその債権を第三者に譲渡した場合における当該譲渡先に対する債務を含みます。）の履行を現に怠り、又は怠るおそれがあるとドコモが判断したとき

(5) 第26条（禁止事項）のいずれかに類する行為を行うおそれがあるとドコモが判断したとき

(6) 過去に不正利用等により本サービスの利用契約の解除又は利用の停止の事実があるとき

(7) その他、ドコモの業務遂行上支障があるとドコモが判断したとき

2. 前項の規定により、利用の申込みを拒絶する場合は、ドコモは当該申込者に対し、書面によりその旨を通知するものとします。

（特約）

第10条 ドコモは、本規約とは別に、書面にて本サービスに係る特約を定めて契約者と締結することがあります。当該特約と本規約との間で異なる定めがあるときには、当該特約が優先して適用されるものとします。

（契約者への通知）

第11条 ドコモは、次の各号に該当する事由があるときは、本規約で別に定める場合を除き、契約者に対して行う各種通知を、契約者があらかじめドコモに届け出た連絡先にドコモが適当と認める方法により通知するものとします。

(1) 本規約の内容変更

(2) 新たなサービスおよび機能の提供

(3) 第21条（料金等）に定める利用料金の変更

(4) その他本サービスの提供条件の変更

(5) 本サービスの廃止

2. ドコモから契約者への通知は、前項第5号およびその他特に指定する場合を除いて、ドコモが前項に基づき通知した日に効力を生じるものとします。

（契約者登録情報の変更）

第12条 契約者は、商号又は名称、住所、電話番号、メールアドレスその他ドコモへの届出内容に変更があった場合は、ドコモが別途指定する書面を提出することにより、速やかにドコモに届出るものとします。なお、届出内容に変更があったにもかかわらず、ドコモに届出がないときは、前条に定める方法に準じて契約者があらかじめドコモに届け出た連絡先へ通知するものとします。

2. 前項の届出があったときは、ドコモに対し、届出に係る変更の事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

(契約者が行う本サービスの利用契約の解約)

第13条 契約者は、ドコモに対して本サービスの利用契約の解約を希望する月の20日(20日が休日の場合は翌営業日)までにドコモ所定の解約申込書をドコモに提出することにより本サービスの利用契約を解約できるものとします。

2. 本サービスの利用契約が解約された場合、契約者は、当該契約に基づき生じたドコモに対する未払債務に係る全額をドコモが指定する期日までに支払うものとします。

(ドコモが行う本サービスの利用契約の解除)

第14条 ドコモは、契約者が次の各号に該当するときは、本サービスの利用契約を解除することがあります。

(1) 本規約の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反事項を是正することが困難であるとき

(2) 第24条(秘密保持)又は第26条(禁止事項)に違反したとき

(3) 第21条(料金等)に定める利用料金の支払いその他ドコモに対する債務(ドコモがその債権を第三者に譲渡した場合における当該譲渡先に対する債務を含みます。)の履行を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき

(4) 契約者自ら支払いの停止があったとき、支払い不能の状態に陥ったとき、破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は自らを債務者とする仮差押え・保全差押え若しくは差押えをうけたとき

(5) その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき

2. ドコモは、前項に基づき本サービスの利用契約が解約されたことにより契約者又はその他の第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

3. 契約者は、第1項に基づき本サービスの利用契約が解除された場合は、本サービスの利用期間に基づき、既に発生したドコモに対する債務に係る全額をドコモが指定した期日までに支払うものとします

第4章 本サービスの提供中止および廃止等

(本サービスの提供中止)

第15条 ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。

(1) ASP システムの保守上又は工事上やむを得ないとき

(2) ASP システムの障害その他やむを得ない事由が生じたとき

(3) 電気通信サービスの停止により本サービスの提供を行うことが困難になったとき

(4) ドコモが本サービスの全部又は一部を中止することが望ましいと判断したとき

2. ドコモは、前項に基づき本サービスの提供を中止したことにより契約者又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

3. ドコモは、第1 項に基づき本サービスの全部又は一部の提供を中止する場合は、あらかじめその旨をドコモが適当と判断する方法で契約者に通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(本サービスの停止)

第16条 ドコモは、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの提供を停止することがあります。

(1) 契約者が本規約の規定に違反したとき

(2) 第21条（料金等）に定める利用料金の支払いその他ドコモに対する債務（ドコモがその債権を第三者に譲渡した場合における当該譲渡先に対する債務を含みます。）の履行を現に怠り、又は怠る恐れがあるとき

(3) その他ドコモの業務の遂行上支障があるとドコモが認めたとき

2. ドコモは、前項の規定にかかわらず、契約者に対し、同項の措置に替えて又は同項の措置とともに期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、ドコモが第1 項の措置を取る事又は第1 4条に基づきドコモが本サービスの利用契約を解除することを妨げるものではありません。

3. ドコモは、第1 項に基づき本サービスの提供を停止したことにより契約者又はその他の第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

4. ドコモは、第1 項の規定により本サービスの全部又は一部の提供を中止する場合は、あらかじめその旨をドコモが適当と判断する方法で契約者に通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(本サービスの廃止)

第17条 ドコモは、都合により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、本サービスの利用契約は終了するものとします。

2. ドコモは、前項に基づく本サービスの廃止により契約者又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

3. ドコモは、第1 項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し本サービスを廃止する60日前までにドコモが適当と判断する方法によりその旨を通知します。

第5章 本サービスの利用

(ID およびパスワードの管理)

第18条 契約者は、ドコモが契約者に付与するIDおよびパスワード（契約者が本サービスの機能により任意に作成するものを含み、以下同様とします。）の管理責任を負うものとします。

2. 契約者は、ID およびパスワードを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、売買等を行うことはできないものとします。
3. ID およびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は契約者が負うものとし、ドコモは一切責任を負いません。ID 又はパスワードが不正に利用されたことにより、ドコモに損害が生じた場合、契約者は、ドコモに対しその損害を賠償するものとします。

(苦情対応)

第19条 契約者は本サービスに関する苦情、問い合わせ等に対しては、自らの費用と責任で対応し、解決するものとします。

2. ドコモが、契約者による電子POP端末の設置先又は当該電子POP端末の閲覧者、その他契約者が本サービスにおいてアップロードした動画や静止画等のデータ（以下「配信コンテンツ」といいます。）の権利者を含む第三者から本サービスに関して苦情、問い合わせ等を受けた場合、契約者は、自らの費用と責任をもって当該苦情、問い合わせ等に対応し、解決するものとします。
3. 前二項の苦情、問い合わせ等に起因してドコモに損害が発生した場合、契約者は当該損害を賠償するものとします。ただし、ドコモの故意又は重過失に起因する場合はこの限りではないものとします。

(権利の帰属等)

第20条 本サービスにおいてドコモが契約者に対して提供するハードウェア、ソフトウェア、コンテンツ、データ等の一切の権利は、ドコモ又はドコモの指定する第三者に帰属するものとします。

2. ドコモは、配信コンテンツについて、ドコモがサービス提供上必要と認める範囲内において無償で複製・改変、加工等できるものとします。なお、契約者はドコモに対し、著作権および著作者人格権を行使しないものとします。

第6章 料金

(料金等)

第21条 契約者は、ドコモに対し、本サービスの利用に関しドコモがサービス仕様書に定める月額利用料、その他の各利用料金（以下、「利用料金」といいます。）を支払うものとします。

2. 契約者は、ドコモがサービス仕様書に定める支払期日までに、利用料金をドコモが別途指定する方法により支払うものとします。

(遅延損害金)

第22条 契約者は、第21条第2 項に定める支払い期日を経過しても利用料金の支払いがない

場合、当該支払期日の翌日から起算して支払日の前日までの期間について、年14.5%の割合で算出した額の遅延損害金をドコモに対し支払うものとします。

2. 前項の規定に関わらず、支払期日の翌日から15日以内の支払いがあった場合は、前項の限りではありません。

第7章 雑則

(損害賠償)

第23条 契約者は、本サービスの利用に関連してドコモの業務遂行に支障をきたす等して、ドコモに損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うものとします。

(秘密保持)

第24条 ドコモは、本サービスの提供に関して知り得た契約者の秘密情報を第三者に開示、漏洩しないものとします。ただし、本サービスを提供するために必要な場合等正当な理由がある場合、法令に基づく場合はこの限りではありません。

(免責)

第25条 ドコモは、故意又は重過失がある場合を除き、いかなる場合においても、本サービスに関して契約者に生じる損害につき一切の責任を負わないものとします。

2. ドコモは、本規約に特に規定する場合を除き、本サービスに利用する配信コンテンツに関する品質、性能、安全性、技術上および経済上その他一切の事項（ドコモ又はドコモが許諾を受けている第三者の知的財産権を含みます。）につき、何らの保証をせず、契約者に一切責任を負いません。

3. ドコモは、故意又は重過失がある場合を除き、配信コンテンツの毀損・滅失等について、一切の責任を負いません。

(禁止事項)

第26条 契約者は、次の各号に該当する行為をしてはならないものとします。

(1) 第三者又はドコモの著作権その他の権利、財産、プライバシーを侵害する又はそのおそれのある行為

(2) 第三者又はドコモに不利益若しくは損害を与える又はそのおそれのある行為

(3) 公序良俗に反する又はそのおそれのある行為

(4) 本サービスの運営を妨げる、又はドコモの信用を毀損する行為

(5) コンピュータウィルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用又は提供する行為

(6) その他法令に違反する又はそのおそれのある行為

(7) その他ドコモが不適切と判断する行為

(8) 以下に該当する配信コンテンツを送信、アップロードする行為

- ①著作権、肖像権、その他第三者（ドコモを含み以下本条において同様とします）の権利を侵害する動画や静止画、音声等。
 - ②第三者に対する誹謗、中傷、差別、脅迫、いやがらせ、その他第三者に不利益又は損害を与える動画や静止画、音声等。
 - ③第三者の名誉若しくは信用を毀損し、又はそのプライバシーを侵害する動画や静止画や音声等。
 - ④わいせつ、児童ポルノ等にあたる動画や静止画、音声等。
 - ⑤法令又は公序良俗に違反する動画や静止画、音声等。
 - ⑥その他、ドコモが本サービスの提供上又は運営上不適当と判断する動画や静止画、音声等。
2. ドコモは、前項第8号に該当する、又はそのおそれのある配信コンテンツを事前の通知・催告なしに、またその理由を契約者に対して開示することなく、削除又は消去することができるものとします。

（ドコモの閲覧）

第27条 ドコモは、本サービスにおいて契約者が送信した一切の配信コンテンツを本サービスの提供および故障時等の運営サポート業務遂行のために閲覧し、またドコモが必要と判断した場合には第三者に当該配信コンテンツを開示することがあり、契約者はあらかじめこれを承諾するものとします。

（契約上の地位の承継）

第28条 契約者の合併又は会社分割等法定の原因に基づき契約者の地位の承継が生じたときは、契約者は当該地位を承継した者をして、ドコモに対し、速やかに承継の原因となった事実を証明する書類を添えて届けさせるものとします。

（残存条項）

第29条 本サービスの利用契約が終了した後も、第6条（権利譲渡の禁止）、第10条（特約）、第12条（契約者登録情報の変更）、第19条（苦情対応）、第23条（損害賠償）、第21条（料金等）、第23条（遅延損害金）、第24条（秘密保持）、第25条（免責）、第28条（契約上の地位の承継）、第30条（合意管轄）および第33条（準拠法）は効力を有するものとします。

（合意管轄）

第30条 本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（協議事項）

第31条 本規約に定めのない事項および解釈上疑義が生じた事項については、契約者とドコモは誠実に協議を行い解決するものとします。

(分離性)

第32条 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は継続して完全な効力を有するものとします

(準拠法)

第33条 本サービスの利用契約の成立・効力、解釈および履行については、日本国法に準拠することとします

附則

本規約は平成23年6月28日から実施します。

附則（平成24年12月28日）

本改定規約は平成25年2月8日から実施します。

附則（平成25年9月5日）

本改定規約は平成25年9月9日から実施します。

附則（平成26年3月31日）

本改定規約は平成26年4月1日から実施します。

附則（平成28年3月1日）

本改定規約は平成28年3月2日から実施します。

以上

別紙1 MobilePOP サービス仕様書

2016/3/1 現在
株式会社 NTT ドコモ

本仕様書は、「MobilePOP サービスのサービス内容について規定します。

1. 本サービスの概要

本サービス「MobilePOP サービス」は、配信コンテンツをお客様が指定する電子 POP 端末に遠隔で配信・管理できる ASP サービスです。ドコモ所定の方法により、電子 POP 端末へお客様が指定する配信コンテンツを配信し、配信コンテンツの放映スケジュール等を管理できます。また、おサイフケータイに対応している電子 POP 端末では、配信コンテンツと連動した Web サイトへの誘導や、トルカの配信も実現可能です。

なお、本仕様書において用いる用語の意義は、本仕様書に別段の定めがない限り、本規約に定める用語の定義と同じとします。

2. サービス機能概要

(1) 配信コンテンツの管理

- 配信コンテンツの登録・変更・削除
 - ・ すでに作成されているドコモが指定したファイル形式の動画および静止画のファイルを配信コンテンツとして登録することができます。
 - ・ 「登録コンテンツ一覧」から放映期間中の配信コンテンツを検索できます。
- プレイリストの登録
 - ・ すでに作成されているドコモが指定したファイル形式の動画および静止画を利用してプレイリストを登録し、配信コンテンツとすることができます

(2) 放映スケジュール登録

- 放映詳細の設定
 - ・ 配信コンテンツの放映期間、放映対象曜日、月内放映対象日、放映種別が設定可能です。
 - ・ 放映種別については「枠指定」、「時刻指定」、「回数指定」の 3 種類から設定可能です。
- 放映対象の設定
 - ・ 配信コンテンツを放映する設置拠点、および任意属性を設定することにより放映対象となる電子 POP 端末が設定可能です。
- 放映番組表の管理

- ・ 設置拠点、任意属性等から電子 POP 端末を検索し、電子 POP 端末ごとに登録したスケジュールが確認可能です。

(3) 任意属性設定

- 任意属性の作成・登録・変更・削除
 - ・ 配信コンテンツおよび電子 POP 端末に設定する任意属性を作成することができます。
 - ・ 配信コンテンツおよび電子 POP 端末それぞれに設定された任意属性が合致した場合、当該配信コンテンツが当該電子 POP 端末に配信されます。

(4) 電子 POP 端末管理機能

- 電子 POP 端末の各種設定の登録・変更・削除
 - ・ 電子 POP 端末ごとに設置拠点、端末名、放映時間帯、任意属性等(以下「設定項目」といいます)が設定可能です。
 - ・ 登録した電子 POP 端末は、条件を指定して検索し、設定項目の確認、変更、削除ができます。

(5) ログ管理機能

- 放映ログのダウンロード
 - ・ 1日単位で電子 POP 端末ごとに放映ログファイルをダウンロードできます。
- FeliCa タッチログ又は Touch ログのダウンロード
 - ・ 1日単位で電子 POP 端末ごとに FeliCa タッチログ又は Touch ログをダウンロードできます。

(6) オプション機能

- 128K 定額対応オプション
 - ・ 128K 定額対応オプションにお申込み頂くと、定額データプラン 128K バリュアの料金プランでのご利用が可能となります。
 - ※128K 定額対応オプションをご利用の場合、1日の放映コンテンツ容量が 40MB 以内に収まるようにご登録頂く必要がございます。40MB を超えた場合はサービス提供を停止させていただく場合がございます。
- Wi-Fi 対応オプション
 - Wi-Fi 対応オプションにお申込み頂くと、Wi-Fi でのご利用が可能となります。
- コンテンツ更新間隔オプション
 - ・ コンテンツ更新間隔オプションにお申し込み頂くと、配信コンテンツ及び放映スケジュールの更新間隔を設定することが可能となります。コンテンツ更新間隔オプションには「1分更新間隔オプション」と「5分更新間隔オプション」の2

種類があります。1分更新間隔オプションでは電子POP端末から1分間隔でサーバに対して配信コンテンツ及び放映スケジュールの確認を行うことが可能となり、5分更新間隔オプションでは、5分間隔で当該確認を行うことが可能となります(このオプションを選択しない場合は、1時間に1回の確認となります)。

※コンテンツ更新間隔オプションは、1分または5分間隔で電子POP端末からサーバへの配信コンテンツ及び放映スケジュールの確認が実施できる機能であり、1分または5分でコンテンツ及び放映スケジュールの変更が反映されることを保証するものではありません。ご利用の通信環境やコンテンツの容量等によりコンテンツ及び放映スケジュールの反映に時間がかかる場合があります。

3. サービス利用料金

電子POP端末ごとに、下記のサービス利用料金とします。

			料金(税抜)	単位
初期費用			無料	
月額費用	基本料金		934円	台
	オプション料金	128K 定額対応オプション	300円	台
		Wi-Fi 対応オプション	500円	台
		1分更新間隔オプション	300円	台
		5分更新間隔オプション	100円	台

※ 料金の日割り計算は行いません。

※ 請求対象となる台数については月間の最大同時契約数となります。

※ 別途、回線契約および電子POP端末のご購入が必要な場合がございます。

※ MobilePOP サービスアプリの更新等、別途通信料が発生する場合があります。

4. 料金の請求方法

契約者は、本規約第8条(利用申込みの許諾)に従い、本サービスの利用契約が成立すると、第21条(料金等)の支払い義務が発生します。

料金支払い方法については下記の通りです。

<月額費用>

毎月後払い、又は継続利用分一括前払いが選択できます。

(毎月後払いの場合)

- ドコモより別途請求書を送付しますので、指定の方法で振り込んでください。
- 請求書はご利用月の翌月15日までに送付します。翌々月末日までに振り込んでください。

(継続利用分一括前払いの場合)

- 一括前払い期間についてはドコモと契約者が合意した期間までとします。
 - 一括前払い期間満了によって自動的に解約となるわけではありませんので、一括前払い期間満了をもって解約を希望する場合は、別途規約第 13 条にもとづき解約申込手続きを行っていただく必要があります。
- ドコモより別途請求書を送付しますので、指定の方法で振り込んでください。
- 請求書はご契約月の翌月 15 日までに送付します。翌々月末日までに振り込んでください。
 - 端末数の変動による一括前払い金額との差額に関しては、一括前払い期間終了後、別途請求書を送付します。

5. 技術的事項

(1) 本サービス利用可能な電子 POP 端末条件

サービス利用できる電子 POP 端末は、ドコモのホームページに掲載するものとします。

(2) ビジネス mopera アクセスプレミアムへの接続

本サービスは、ビジネス mopera アクセスプレミアムの回線を利用して提供される場合があります。本サービスお申込時には、本サービスの APN (アクセスポイントネーム) のネットワークに接続することを同意し、当該 APN が接続方式を「CLOSE 接続」にて提供していることにより、センター側から送信される全てのデータを着信することを了承していただく必要があります。

6. システム運用

本システムの保守・運用条件は以下の通りとします。

(1) サービス利用時間

本サービスは、利用規約第 15 条に定める「本サービスの提供中止」の条件および次項に定めるサービス利用停止時間を除き、サービスをご利用頂けます。

(2) サービス利用停止時間

システムのサービス維持、メンテナンスのため下記に定める所定の夜間の時間帯はサービスの利用を停止させて頂きます。

・夜間 22:00～翌朝 5:00 (月 2 回：毎月第 1、第 3 火曜日夜間～翌朝)

※上記の時間帯においても所定のサービスがご利用いただける場合がございます。

また、利用規約第 15 条に定める「本サービスの提供中止」の条件の際にも利用を停止させて頂きます。

(3) システム保守内容

① 故障受付

ドコモは、契約者の指定する「問い合わせ担当者」（以下、「担当者」といいます）からの ASP システムに対する故障発生連絡（以下、「故障連絡」といいます）を電話により受け付けるものとし、ます。なお、担当者は、故障連絡を行うにあたって、具体的な故障の内容、機器の使用状況等の情報をドコモに対して提供するものとし、ます。（受付時間・連絡先は次項「（4）運用条件」を参照にしてください）

② 故障切り分け

ドコモは担当者からの故障連絡を受け付けた場合、故障原因の切り分けおよび分析を行います。また、ドコモが必要と判断した場合、ドコモは、サービス復旧のための操作を担当者に依頼するとともに、次号以下に定める故障対応を実施するものとし、ます。ただし、ドコモと契約者間の物品売買契約及び同契約に基づきドコモから発行される保証書に定める無料保証の対象外のものについて、当該故障対応に要する費用は、契約者の負担となります。なお、ドコモは、当該故障が次号に定めた故障対応の適用範囲外に起因するものであると判断した場合には、その旨を担当者に通知するものとし、ます。

③ 故障対応適用範囲

(ア) ASP システム、電子 POP 端末のうち CTE-001

(イ) MobilePOP サービスアプリ

上記(ア)、(イ)を併せて「保守対象システム」といいます。

④ 操作説明適用範囲

(ア) ASP システム、電子 POP 端末のうち CTE-001

(イ) MobilePOP サービスアプリ

(4) 運用条件

① 故障受付

受付窓口：株式会社 NTT ドコモ テクニカルサポートセンター

電話番号：0120-719-360

対応時間：平日 9：30～17：30

② 故障対応時間

平日 9：30～17：30

本項において平日とは、土日祝日および年末年始（12月29日から1月3日まで）、を除く日をいいます。

(5) 保守対象外業務

以下の内容は保守対象に含まれないものとします。

- ① 契約者が、保守対象システムの使用環境を所定の状態に設定・維持しないことによって発生した故障に対する業務の実施。
- ② 契約者の誤操作に起因する故障に対する業務の実施。
- ③ 火災、水害、地震、落雷等天災地変、ハッカー等の第三者およびウイルスソフトウェアによる改竄や破壊行為、その他契約者、ドコモのいずれの責にも帰することの出来ない事由から生じた故障に対する業務の実施。
- ④ 契約者の故意、過失に起因して生じた故障に対する業務の実施
- ⑤ 前各号の他、契約者の責に帰すべき事由により発生した対象システムの故障に対する業務の実施。

以上

別紙2 MobilePOP サービスアプリ使用許諾規約

この「MobilePOP サービスアプリ使用許諾規約」（以下「本規約」といいます。）は、お客様と株式会社NTTドコモ（以下「弊社」といいます。）との間で締結される契約です。本規約の各条項をお読みいただき、同意いただいた場合のみ、MobilePOP サービスアプリをご使用いただくことができるものとします。

第1条 目的

本契約は、弊社が提供するサービス「MobilePOP サービス」（以下「本サービス」といいます。）を電子POP端末のうちタブレット端末（以下「対象端末」といいます。）でご利用いただくために必要となるMobilePOP サービスアプリ（以下「本アプリ」といいます。）の使用に関する条件を定めることを目的とします。なお、本サービスをご利用いただくためには、弊社が定める「MobilePOP サービス規約」（以下「サービス規約」といいます。）その他弊社が別途定める条件が適用されます。

第2条 定義

本規約において用いる用語の意義は、本契約に別段の定めがない限り、サービス規約に定める用語の意義と同じとします。

第3条 著作権

本アプリに係る知的財産権は、弊社又は第三者に帰属します。本契約に基づくお客様への本アプリの使用許諾は、お客様に対する何らの権利移転等を意味するものではありません。

第4条 使用許諾

弊社は、お客様に対して、対象端末で本サービスをご利用いただく目的（以下「本目的」といいます。）の範囲内で、本アプリを本契約に定める条件に従いお客様の対象製品上においてのみ使用することのできる、非独占的かつ譲渡不能の権利を許諾します。

第5条 契約の成立、効力および終了

1. お客様が、本アプリを対象端末にインストールした時点をもって、お客様は本契約に同意したものとみなされ、お客様と弊社との間に本規約に基づく契約（以下「本契約」といいます。）が成立し、効力を生じるものとします。
2. お客様は本アプリを使用しない場合、自己の占有又は管理下にあるすべての本アプリを消去および破棄することにより、本契約を終了させることができます。
3. 弊社は、お客様に事前に通知することなく、また、お客様の同意を得ることなく、本規約を変更し、又は本契約を終了させることができます。この場合、弊社は、本規約の

変更又は本契約の終了の旨を、弊社ホームページに掲載し、又はその他これと同等の方法により、お客様に対し周知するものとし、当該いずれかの方法による周知の開始の時をもって本規約が変更され、又は本契約が終了するものとしします。

4. お客様が、本契約の条項のいずれかに違反した場合、弊社は本契約を解除し、本契約を終了させることができるものとしします。
5. 本契約が終了した場合には、お客様はいかなる理由においても本アプリを使用することはできません。この場合、お客様は、自己の占有又は管理下にある全ての本アプリを速やかに破棄および消去するものとしします。
6. 前項および第6条から第9条までの定めは、本契約終了後も有効に存続するものとしします。

第6条 遵守事項

1. お客様は、本目的以外に本アプリを使用してはならず、また、本アプリの一部のみをインストール、又は使用してはならないものとしします。
2. お客様は、本アプリの改変をし、リバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）、逆コンパイル、逆アセンブル等を行ってはならないものとしします。
3. お客様は、本アプリの全部又は一部を複製、複写することはできません。
4. お客様は、本アプリの全部又は一部を、有償、無償を問わず、第三者に対して販売、譲渡若しくは利用許諾を行い、又はその他処分を行ってはならないものとしします。
5. お客様は、本アプリの使用に当たり、弊社又は第三者の著作権等の知的財産権その他権利を侵害してはなりません。本アプリに関してお客様と第三者との間で紛争等が生じた場合は、お客様自身の責任においてこれを解決するものとしします。
6. お客様は本アプリを本規約上認められた範囲においてのみ使用することができるものとし、当該範囲を超えて使用又は利用してはなりません。

第7条 責任制限

1. 弊社は、本アプリに瑕疵が発見された場合、弊社ホームページに掲載し、又はその他弊社が適当と認める方法により、お客様に対し瑕疵のある旨を周知又は通知するとともに、瑕疵のない本アプリを提供するか、又は当該アプリの瑕疵を修補すべく努めますが、その実現を保証するものではなく、また本アプリの瑕疵に起因してお客様が被った損害（通信機器、ソフトウェア等の破損を含みます）および第三者が被った損害について一切責任を負いません。
2. 弊社は、本アプリが第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと、本アプリが正確に動作することを何ら保証するものではなく、お客様その他第三者が本アプリに関連して直接的又は間接的に被ったいかなる損害についても責任を負いません。

第8条 損害賠償等

1. 弊社は、お客様が本規約の条項の一にでも違反した場合、弊社が被った損害の賠償をお客様に請求することができるものとします。

第9条 その他

1. お客様は本アプリを日本国外に持ち出す場合等、日本国又は諸外国の輸出入に関連する法令等（以下「輸出入関連法規」といいます。）の適用を受ける場合には、輸出入関連法規類を遵守するものとします。お客様は、本項の定めに違反した行為により生じるいかなる問題についても、お客様自身の責任と費用でこれを解決するものとします。
2. お客様は、本契約上の地位の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。
3. 弊社は、本アプリを必要に応じ、お客様への予告なく変更する場合があります。
4. 本契約は、日本国の法令を準拠法とします。また本契約に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、これを解決するものとします。

以上